一、財産ノ種類

一、財産ノ維持及運用ノ方法

一、評議員ノ選任ノ方法

一、役員ノ任免ニ関スル事項

一、事務局ノ組織及運営ニ関スル事項

一、公告ノ方法

一、解散ノ事由

一、残余財産ノ帰属ニ関スル事項

一、定款ノ変更ニ関スル事項

一、収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類

一、其ノ他必要ナル事項

第三章　資産及会計

（財産ノ種類）

第四条　本財団ノ財産ハ別紙財産目録ニ掲ケル財産ヲ以テ之ヲ定ム

（財産ノ維持及運用）

第五条　本財団ノ財産ハ之ヲ確実ナル有価証券ニ換ヘ又ハ銀行ニ預ケ入レ若クハ確実ナル信託会社ニ信託シ又ハ確実ナル不動産ニ変換シテ之ヲ維持スルモノトス

2　本財団ノ財産ハ之ヲ処分シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス但シ本財団ノ目的ヲ遂行スル為メ必要ナル場合ニ於テハ此ノ限リニアラス

（資産ノ構成）

第六条　本財団ノ資産ハ次ノ通リトス

一、財団設立ノ際ノ財産

二、寄附金品

三、財産ヨリ生スル収入

四、事業ニ伴フ収入

五、其ノ他ノ収入

（資産ノ管理）

第七条　本財団ノ資産ハ理事長之ヲ管理ス

（会計年度）

第八条　本財団ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

（会計ノ原則）

第九条　本財団ノ会計ハ収支予算ニ依リ之ヲ行フ

（予算ノ編成）

第十条　本財団ノ予算ハ理事長之ヲ編成シ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

（予算ノ追加更正）

第十一条　予算ノ追加更正ハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

（予算ノ繰越）

第十二条　予算ノ繰越ハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

（決算）

第十三条　本財団ノ決算ハ理事長之ヲ作成シ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

（決算ノ報告）

第十四条　理事長ハ決算ノ結果ヲ監事ノ意見ヲ付シ毎年六月末日迄ニ評議員会ニ報告シ其ノ承認ヲ受ケヘシ

（決算ノ公告）

第十五条　理事長ハ決算ノ結果ヲ監事ノ意見ヲ付シ毎年六月末日迄ニ公告スヘシ

（会計帳簿）

第十六条　本財団ノ会計帳簿ハ之ヲ備ヘ付ケ収支ノ状況ヲ明瞭ニ記載スヘシ

（会計帳簿ノ保存）

第十七条　会計帳簿ハ之ヲ十年間保存スヘシ

第四章　評議員

（評議員ノ定数）

第十八条　本財団ニ評議員ヲ置ク

2　評議員ノ定数ハ十五名以上二十一名以内トス

（評議員ノ選任）

第十九条　評議員ハ理事会ニ於テ選任ス

2　評議員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ選任スヘシ

一、学識経験者

二、本財団ノ設立者

三、本財団ノ設立者ノ親族

四、本財団ノ設立者ノ使用人

五、其ノ他理事長ニ於テ適当ト認メタル者

3　評議員ニハ其ノ親族ノ数ヲ超エル者ヲ選任スルコトヲ得ス

（評議員ノ任期）

第二十条　評議員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス

2　評議員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ其ノ職務ヲ行フヘシ

（評議員ノ解任）

第二十一条　評議員ニ左ノ各号ノ一ニ該当スル者アルトキハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

一、心身ノ故障ノ為メ職務ヲ行フニ堪ヘサルニ至リタルトキ

二、職務ニ関シ不正ノ行為アリタルトキ

三、其ノ他評議員ヲ適当ト認メサルトキ

（評議員ノ報酬）

第二十二条　評議員ニハ報酬ヲ支給セス但シ其ノ職務ヲ行フニ要スル費用ハ之ヲ弁償スルコトヲ得

（評議員会ノ構成）

第二十三条　評議員会ハ評議員ヲ以テ構成ス

（評議員会ノ招集）

第二十四条　評議員会ハ理事長之ヲ招集ス

2　理事長ハ評議員会ノ招集ヲ評議員ニ対シ会議ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ通知スヘシ

（評議員会ノ決議）

第二十五条　評議員会ノ決議ハ評議員ノ過半数ノ出席ヲ要シ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

2　評議員会ニ出席シ得サル評議員ハ書面ヲ以テ又ハ他ノ評議員ヲ代理人トシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得

（評議員会ノ議事録）

第二十六条　評議員会ノ議事ニ関シテハ議事録ヲ作成シ議長及出席評議員二名以上之ニ署名スヘシ

（評議員会ノ権限）

第二十七条　評議員会ハ左ノ事項ヲ決議ス

一、理事ノ選任及解任

二、監事ノ選任及解任

三、予算ノ追加更正

四、予算ノ繰越

五、決算

六、定款ノ変更

七、収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類

八、其ノ他必要ナル事項

第五章　役員

（役員ノ定数）

第二十八条　本財団ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事　三名

二、監事　二名

（役員ノ選任）

第二十九条　理事ハ評議員会ニ於テ選任ス

2　監事ハ理事会ニ於テ選任ス

3　理事長ハ理事会ニ於テ互選ス

（役員ノ任期）

第三十条　役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス

2　役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ其ノ職務ヲ行フヘシ

（役員ノ解任）

第三十一条　役員ニ左ノ各号ノ一ニ該当スル者アルトキハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

一、心身ノ故障ノ為メ職務ヲ行フニ堪ヘサルニ至リタルトキ

二、職務ニ関シ不正ノ行為アリタルトキ

三、其ノ他役員ヲ適当ト認メサルトキ

（役員ノ報酬）

第三十二条　役員ニハ報酬ヲ支給セス但シ其ノ職務ヲ行フニ要スル費用ハ之ヲ弁償スルコトヲ得

（理事ノ職務）

第三十三条　理事ハ本財団ノ業務ヲ執行ス

2　理事長ハ本財団ヲ代表シ本財団ノ業務ヲ総理ス

3　理事長ニ事故アルトキハ予メ理事会ニ於テ定メタル順序ニ依リ他ノ理事之ヲ代理ス

（監事ノ職務）

第三十四条　監事ハ本財団ノ業務及財産ノ状況ヲ監査ス

2　監事ハ理事会ニ出席シ必要アリト認メタルトキハ意見ヲ述ヘ又ハ評議員会ニ報告ヲ為スヘシ

第六章　理事会

（理事会ノ構成）

第三十五条　理事会ハ理事ヲ以テ構成ス

（理事会ノ招集）

第三十六条　理事会ハ理事長之ヲ招集ス

2　理事長ハ理事会ノ招集ヲ理事ニ対シ会議ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ通知スヘシ

（理事会ノ決議）

第三十七条　理事会ノ決議ハ理事ノ過半数ノ出席ヲ要シ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

2　理事会ニ出席シ得サル理事ハ書面ヲ以テ又ハ他ノ理事ヲ代理人トシテ議決権ヲ行使スルコトヲ得

（理事会ノ議事録）

第三十八条　理事会ノ議事ニ関シテハ議事録ヲ作成シ議長及出席理事二名以上之ニ署名スヘシ

（理事会ノ権限）

第三十九条　理事会ハ左ノ事項ヲ決議ス

一、評議員ノ選任

二、予算ノ追加更正

三、予算ノ繰越

四、決算

五、定款ノ変更

六、収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類

七、其ノ他必要ナル事項

第七章　事務局

（事務局ノ設置）

第四十条　本財団ニ事務局ヲ置ク

（事務局ノ組織及運営）

第四十一条　事務局ノ組織及運営ニ関スル事項ハ理事会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ム

第八章　公告ノ方法

（公告ノ方法）

第四十二条　本財団ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ為ス

第九章　解散ノ事由

（解散ノ事由）

第四十三条　本財団ハ左ノ事由ニ依リ解散ス

一、基本財産ノ滅失

二、目的ノ達成

三、其ノ他理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

第十章　残余財産ノ帰属ニ関スル事項

（残余財産ノ帰属）

第四十四条　本財団ノ残余財産ハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

第十一章　定款ノ変更ニ関スル事項

（定款ノ変更）

第四十五条　本財団ノ定款ハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

第十二章　収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類

（収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類）

第四十六条　本財団ハ収益事業ヲ行フトキハ其ノ種類ヲ定メ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

第十三章　其ノ他必要ナル事項

（其ノ他必要ナル事項）

第四十七条　本財団ニ関スル其ノ他必要ナル事項ハ理事会ノ決議ヲ経テ評議員会ノ議ヲ経ヘシ

附則

（施行期日）

第四十八条　本財団ノ設立ノ日ヨリ施行ス

（設立ノ日）

第四十九条　本財団ノ設立ノ日ハ昭和二十九年九月一日トス

（設立ノ際ノ役員）

第五十条　本財団ノ設立ノ際ノ役員ハ左ノ通リトス

理事長　[illegible]

理事　[illegible]

理事　[illegible]

監事　[illegible]

監事　[illegible]